

中央建設業審議会

建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ（第4回）

令和元年10月24日

【西山入札制度企画指導室長】 それでは、間もなく定刻となりますので、ただいまから第4回中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループを開催させていただきます。委員の皆様方には、ご多忙のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

なお、笹井オブザーバーは交通事情により遅れてご参加ということで連絡をいただいております。

本日お手元に配付いたしました資料の一覧につきましては議事次第に記載しておりますが、不足ございませんでしょうか。ございましたら、お申しつけください。

報道関係の皆様は冒頭のカメラ撮りは、議事に入るまでとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日のワーキンググループには委員の過半数の出席をいただいておりますので、中央建設業審議会建設工事標準請負契約約款改正ワーキンググループ運営要領第3条第1項の規定による定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

また、本日は、独立行政法人都市再生機構技術・コスト管理部長の高原功委員より、ご欠席との連絡を頂戴しておりますことをご報告いたします。

なお、同運営要領第4条第1項により、本委員会は公開とされております。

これより議事に入らせていただきますが、マイクの使い方につきましてご説明をいたします。お手元にマイクスタンドがございますが、こちらのボタンを押していただきますと、赤色に光った状態になりますので、そちらの状態でご発言をいただきまして、発言が終わられた後は再度ボタンを押していただき、赤色の光を消していただくようお願い申し上げます。こちらのマイクは少々声を拾いにくくなっておりますので、ご発言の際、お手数ですが、マイクに近づいてお話しいただきますよう、よろしく願いいたします。

冒頭のカメラ撮りにつきましては議事に入るまでとさせていただきますので、報道関係者の皆様におかれましては、これ以降のカメラ撮りにつきましてはご遠慮願います。

それでは、これ以降、議事の進行については大森座長にお願いいたします。よろしくお

願いたします。

【大森座長】 それでは、早速ですが、議事次第に入らせていただきたいと思います。建設工事標準請負契約約款改正案につきまして、事務局のほうからご説明をお願いします。

【平林建設業政策企画官】 では、事務局より資料の説明をさせていただきたいと思います。資料はいろいろとついてございますけれども、まず資料5をご覧くださいながら適宜、私のほうでは基本的には公共約款に基づきまして資料1でございますけれども、2回目、3回目ですまざまな論点についてご議論いただきましたけれども、なかなか条文がないと議論しづらかった部分もあると思いますので、今回、皆様方に2回目、3回目にご議論いただいたものを踏まえて、公共約款、甲、乙、それから下請、それぞれにつきまして条文案を準備させていただきました。主として、残された論点というのを資料5のところに整理させていただいておりますので、そちらのほうを順次説明をさせていただきながら、条文案としては主に資料1を見ていただくということで話を聞いていただければと思っております。後ほど、資料6ということで、主としては今回の建設業法改正を受けた改正というものもあわせてご説明をさせていただきますけれども、通しでご説明をさせていただきたいと思います。少し長くなるかと思いますが、ご容赦をいただければと思っております。

それでは、まず資料5をお開きいただきたいと思います。第2回・第3回の指摘事項に関する整理についてということで、まだ残されている論点というふうに捉えていただければと思います。

1枚おめぐりいただきまして、1ページ、まずは2回目で大きくご議論いただきました譲渡制限特約の関係でございます。公共約款では第5条ということになりますので、あわせて資料1の6ページのところもご参照いただければと思います。この部分ですけれども、会議の中では私どものほうでも2案ほど説明させていただきましたけれども、単純な解除権だけ規定すればいいのではないかといったようなご意見は複数の方からも頂戴いたしました。また、前回、「工事の目的物の完成に支障がないこと」を説明した場合には譲渡を認めてもいいのではないかというような考え方を示させていただきましたけれども、それに対しましては、具体的にどういう証明をすれば支障がないというふうに言えるのかといった指摘をいただいたところでございます。

これを踏まえましてということですが、横のポンチ絵の次のページに条文案も書かせていただいておりますので、そちらとあわせてごらんいただければと思いますが、まず、原

則として、現行と同様の譲渡制限特約は維持する、それから、違反した場合の約定解除権を規定すると。ここまでは委員の皆様方の共通認識とさせていただきます。

一方で、公共約款につきましては、前回も、譲渡制限特約をもとに解除をすることが権利の濫用に当たるかもしれないということで、そのところに少し議論があったわけですが、譲渡制限特約の単純な違反を解除要件とするという場合ですと、最終的にそれが権利の濫用に当たるかどうかというのは、訴訟等になって判例が出ないとわからないというところではありますけれども、そういった訴訟リスクという観点から、これを避けたい発注者の方もいらっしゃるのではないかと思います。そういった場合も想定いたしまして、下の2ページ目の案ではBというものになるわけですが、一定の場合に発注者の承諾を義務づける規定というのを設けてはいかがかとさせていただきます。

それから、「工事の目的物の完成に支障がないこと」を証明するのはどうやってやるのかということでございますけれども、まずは、受注者が工事の施工に必要な資金が不足することを疎明し、発注者側が確かにそうだなと思える程度に説明をしていただいたときには、発注者は譲渡を承諾しなければならないというたてつけにいたしまして、あと、工事の目的物の完成については、譲渡によって受け取った資金が適切にその工事に使用されることが必要になると考えておりますので、ちょっとこの部分は後ほど補足で説明をさせていただきますが、具体的には、譲渡によって受け取った金銭をその工事の材料費や下請代金の支払いに充てることなどを疎明するということが求められるのではないかなと考えております。

それを踏まえまして、2ページ目のところに条文を書かせていただいておりますけれども、Aを原則にしておりますが、これは単純に譲渡制限特約に違反したということをもって、即、約定解除を発動するというでございます。発注者の催告解除事由ということで、上の第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したときという書きぶりになってまいります。

Bの方は、今申し上げました、一定の場合に発注者の承諾を義務づける場合、訴訟リスクを考慮した場合でございます、一番上の丸の「第5条第1項」と書いてある部分は同じでございますけれども、次の2つ目の丸のところ、条文上は第5条第3項ということになりますけれども、「受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、第1項ただし書の承諾をしなければならない」という規定を設けま

して、その次に第4項、「受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た金銭をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない」ということで、ほかの工事に使ってはいけませんよという禁止規定を設けます。最後に、発注者の催告解除事由として、もちろん譲渡したこと自体というのを書くというのもあるのですが、2つ目のポツとして、今の第4項の規定に違反して違う目的で資金を使ったとき、もしくは書類の提出を求めますので、それを提出しないとか虚偽記載をしたということをもって催告解除というふうにするというたてつけになっているところでございます。

一方、民間のほうについてですけれども、こちらは民間の約款の甲でいきますと、こちらと同じく第6条ということになりますので、複数の資料になりまして恐縮でありますが、資料2の5ページということになります。こちらの条文とあわせてごらんいただければと思います。下のほうに条文のイメージは書かせていただいておりますので、そちらをごらんいただくことでも結構かと思いますが、前回、譲渡禁止特約を認めるか否かについては目的で分けて書いていたのに、解除事由については実際に何に金を使ったかという用途によって決めているということにずれがあるのではないかというご指摘をいただいたところでございます。

このご指摘を踏まえまして、民間の方ということですが、そのポンチ絵でいきますと、第X条のところは、発注者、受注者は譲渡禁止特約がありまして、「ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合又はこの契約の目的物に係る工事を実施するための資金調達を目的に請負代金債権を譲渡するとき」ということで、これも条件として、先ほど公共のところでも申し上げたものと同じでございしますが、前金払や部分払等を設定したものであるときは、それらによってもなおこの契約の目的物に係る法律の施工に必要な資金が不足することを疎明したときに限るという場合については譲渡してもいいですよということにするのですが、次の第Y条、条文的にいきますと民間の甲のほうの6ページの第3項というところになりますけれども、「受注者は、第X条の規定により、この契約の目的物に係る工事を実施するための資金調達を目的に債権を譲渡したときは、当該譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用してはならない」ということで、ほかのものに使ってはいけませんよという禁止規定を設けまして、先ほどと同様ですが、それに違反していないということを疎明する書類の提出などの報告を求めることができるということになっておりまして、それらを踏まえて、催告解除事由としては、もちろん単純に請負代金債権を譲渡し

たときというのも規定をするのですが、先ほどの公共と同様に、譲渡によって得た資金をほかのものに使ってしまいましたという、別の使途で使いましたということですか、あとは報告を拒否もしくは虚偽の報告をしたということをもって催告解除ができるという格好にはいかがかと考えているところでございます。

あと、この部分でございますが、あわせて、譲渡制限特約については、次の、ポンチ絵でいきますと4ページ目でございますけれども、条文でいきますと公共約款の第47条、資料1の39ページでございます。今、この譲渡制限特約の約定解除については、前回は無催告解除ということで整理をしておりましたが、催告解除とすべきではないかというご意見を頂戴したところでございます。今回、先ほどご説明申し上げましたとおり、債権を譲渡した場合にはそれを適切にこの工事に使わなければならないという規定を設けまして、その条項に違反したときに契約を解除できるということにしているところでございます。したがって、当該条項の違反を是正する、具体的にはというところを少し次に書かせていただいておりますけれども、譲渡制限特約に違反して譲渡した債権関係を元に戻すなど違反状態の解消を催告するということなのかなと思っておりますが、それを催告して是正されない場合には解除するというので、今回、催告解除、第47条の中で整理をさせていただいております。

ただ、この部分についてもう一つ考え方としてあるかなと思っておりますのは、禁止規定にもともと違反しているということでございますので、そもそも催告の余地があるのかどうかというところは、もともと無催告と整理していたところを催告というご意見をいただいたのでそのように整理をさせていただいたのですが、禁止規定を設けたということによって無催告でもいいのではないかという考え方もあるかと思っておりますので、このところは後ほど少しどちらで整理をするのかということのご意見をいただければありがたいなと思っております。

続きまして、5ページ目でございますけれども、同じく譲渡制限特約のところでございますが、前回こども、トータルで資金が回ってればよくて、使途違反による解除までは必要ないのではないかというご指摘をいただいていた部分でございます。そこにちょっとイメージ図を書かせていただいておりますけれども、もちろん個々の工事の完成ということでいけば、全体の整理でいえば、下の図のようによく回ってればそれぞれのA工事、B工事というのは結果として完成することになるわけでございますけれども、これはいわゆる自転車操業の経営ということになってまいりまして、その図でいきますと、C工事

の発注者からすると、自分の工事に充てるべきお金はB工事に充てられていて、その次のDが来るかどうかというのは、工事は請負産業でございますので、依頼が来ないと仕事が出来ないということですから、来るかどうかはわからないということでございます。したがって、C工事の発注者の方からすると、自分の工事はちゃんと完成してもらえるのかといったところに非常に大きな不安を思われるということではないかと思っております。

そういった建設工事の完成という観点もございまして、あと、建設業特殊の事情かとは思いますが、特に下請負人の保護という観点からもこの部分、債権譲渡により資金を受け取ったときにはその工事に使用するということが必要だと思っております、その部分は6ページ目をごらんいただきたいと思っております。下の方に建設業法の条文、第24条の3と第24条の6というのがございまして、こちらを見ながら聞いていただければと思っておりますが、まず建設業法の第24条の3というところでは、元請負人が注文者から請負代金の支払いを受けたときの元請負人に対する下請代金の支払いについて規定をしている条文でございます。これは本来的には当事者間の合意で下請契約で決めればよいものではあるのですが、なぜこの条文が設けられているかということでは、建設工事の請負契約の実態を見ると、元請負人は、その経済的事情により、注文者から支払われた工事代金を下請代金の支払いに充てることなく他に転用して下請負人を不当に圧迫すると。ほかに使ってしまったのでまけてくれとか、そもそも払わないということだと思っております、ということが少なくないので、このような不公正な取引を排除するためにこのような規定が設けられているというところでございまして。

あわせて、建設業法の第24条の6のほうでも、建設業法全体のたてつけといたしまして、下請の分も含めて元請が全体的な責任をとっていただくということで、特定建設業者に対しまして下請の指導義務というのが規定されております。したがって、元請業者としても、下請の話だから知らないということで放っておくわけにはいきません、仮に下請の中で債権譲渡に伴って工事を完成しないということになれば、最終的には当然その目的物の一部が完成しないこととなりますので、元請負人の全体の責任ということにもなっております。元請負人としても、下請負人が適切に賃金の支払い等を行っていただくということをしっかりと期待してございまして、その期待もあわせて保護をする必要があると思っております、ここの部分は建設工事、建設業の実態、特殊性という観点から、やはり個々の工事のお金を、条文のたてつけも見させていただきますとそのような感じかと思っておりますけれども、上から流れてきたお金をそのまま受注者、下請のほうに流してい

くという体系になっておりますところ、ここの部分については、その工事のお金はその工事に充てるということが建設工事については必要かと思っているところでございます。

続きまして、横のポンチ絵の7ページ目のところをごらんいただければと思います。無催告解除の部分でございまして、こちらは公共約款、資料1の40ページ、第48条です。ここに無催告解除の要件が幾つか書いてあるわけでございますけれども、前回、私ども事務局のほうで民法に書いてある規定をそのまま入れさせていただいていたところでございますけれども、こちらについて、民法のままではなくて、建設工事の場合に対応する表現にしっかりと直して、実態に即して書くべきではないかというご指摘をいただきました。それを受けまして、少し各号ごとに検討させていただいております。まず、ここの部分の全体の整理でございますけれども、民法の原則が書いてあるものを、ここの約定の部分で上書きした規定として整理をするのかなと考えてございます。建設工事について、ここは少し考え方の整理としてどうするかというところはあるのですが、標準約款などであまりないものは書かないという整理もあるのかとは思いますが、一方で、民法に書いてあるものを書かないという判断をすると、民法に書いてある要件を満たしていてもできないというふうに読めなくもないところでございますので、基本的には、今の事務局の案としては、レアケースだとしても一応そういう場合があり得るということで書いて、全くないという場合を除いては書いておくということで案を示させていただいているところでございます。

民法の原則が丸のところに書いてありますけれども、まず、債務の全部の履行が不能であるときということについては、完成前については、この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき、完成後については、引き渡された契約の目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ契約の目的を達成することができないものであるときということで、これを、資料1の40ページですが、第48条の1号、2号のところで整理をさせていただいております。

民法の原則、次の丸の部分、債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したときについては、これは文言を置きかえただけですけれども、受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したときということで、これを3号のところに書かせていただいております。

それから、8ページ目でございますけれども、債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する

部分のみでは契約をした目的を達することができないときという部分につきましては、ここも置きかえますと、受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないときということで整理をさせていただいております、これは4号のところに書かせていただいております。

それから、民法の次の丸ですけれども、契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したときということについては、契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したときということで、これを5号のところに整理をさせていただき、最後の丸、前各号に掲げる場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債権者が前条の催告をしても契約をした目標を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるときということと同じく罰則の規定として6号のところで整理をさせていただいております。

今の5号の部分と関係してきますけれども、次の、ポンチ絵でいきますと9ページのところをごらんいただければと思いますが、履行遅滞の場合の催告解除と無催告解除をどういうふうに理解するのかということで、一応今の事務局の案では以下のように整理をさせていただいております。催告解除の部分でいきますと、資料1の第47条、実質的には40ページでございますが、前回も少しご紹介しましたが、47ページの4号のところもあわせてごらんいただければと思います。催告解除権として、「工期内に完成しないとき又は工期の期限の経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき」ということが書いてございます。これは現行、「完成する見込みがないと明らかに認められるとき」と書いてあるのを、催告解除に整理するというので「明らかに」を取って移動させたというのが前回お示しさせていただいたものです。これを何で催告解除に整理したかといいますと、前回ご説明申し上げましたけれども、今回の資料の9ページの2つ目のポツのところに書いてございます。基本的に今の条文で設けられている趣旨は、「工期内に工事が完成しないとき又は工期の期限の経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないときであっても、催告を行うことで受注者の努力によっては遅れを取り戻すことが期待される」ということで、一応催告解除ということで整理をしているということでございます。例ということで言えば、ダムとか道路とかです。引き渡しがおくれた場合でも、引き渡し

後に利益を生むということであれば、供用することに意味がある、利益があるということかと思えます。

一方で、前回ご指摘をいただきましたけれども、無催告解除のほうにつきましては、「決まった日に完成しないときには、当該目的物が全く役にたたず、催告を行い履行がされたとしても意味をなさない」というものでございまして、国立競技場がどうかというのはあるのですが、例えばの例でいきますと、国際大会の中継放送に利用するための仮設工作物とかについては、もうそれにしか使わないというものでございますので、そこに間に合わなければ意味がないというものになろうかと思っております。

よって、今申し上げましたとおり、資料1の40ページですけれども、催告解除の部分については第47条の4号、それから、無催告解除のほうについては第48条の5号のところそれぞれ整理をさせていただいているところでございます。

それから、横のポンチ絵の次、10ページに参りますけれども、これは公共約款の第45条でございます。38ページをごらんいただければと思います。契約不適合責任の関係でございますけれども、過大な費用を要する場合と履行不能の関係について整理をする必要があるのではないかということをご指摘いただいております。この部分につきましては、過大な費用を要するときには履行不能として扱うというのが物の本の解釈ということになっておりまして、民法の原則に従えば、履行不能による代金減額請求とか損賠請求で処理をするということになろうかと思えます。この点、約款のほうでも、条文をごらんいただきますと38ページ、第45条の1項のただし書きの部分ですけれども、過分の費用を要する場合は履行の追完請求ができないということになっておりまして、履行不能を代金減額請求、損賠請求で処理するというところになっているのは民法の原則と同じになっているところでございます。したがって、どちらであっても実態は変わらず、確認的に約款のほうに記載をしているというふうなものだと思っております。この部分は確認的ということなので、書かなくてもいいという考えもあるかとは思いますが、記載は残すべきというご意見があったことも踏まえて、確認的に引き続き記載を残すということで、条文案のほうとしても残させていただいているところでございます。

それから、横のポンチ絵の11ページ、ここからが、もう一つ前回特に大きな議論になりました担保期間の関係でございます。公共約款でいきますと第55条でございますので、資料1の48ページをあわせてごらんいただければと思います。まずは、請求等々を、一応2年ということにしておりますが、何年以内にしなければならないということがござい

ますが、請求について具体的に何をすればいいのかと。現行の判例が、実質上、法律が変わったことによって意義を失っているのでは、どういうふうな手続をするのかというのを約款上で規定をしておいたほうがいいのではないかというご意見を前回賜ったところでございます。ここの部分につきましては、まず判例については、売主に対して具体的に瑕疵の内容とそれに基づく損賠請求をする旨を表明し、請求する損害額の算定の根拠を示すなどして、売主の担保責任を問う意思を明確に告げる必要があるというふうにされているところでございます。一方、買主にここまでの負担を課すことは過重ではないかというふうにご指摘をいただいていることを踏まえて、改正民法のほうでは、契約不適合を知ってから1年以内に通知をすればいいということになったところでございます。通知につきましては、細目にわたるまでの必要はないけれども、不適合の内容を把握することが可能な程度に不適合の種類とか範囲を伝えるということが想定されているようでございます。

こういったものを踏まえまして、この約款の中でどういうふうにするかというのを3案ほど12ページのところに示させていただいておりますけれども、①といたしまして、これは民法の原則に近い世界でございますが、契約不適合の内容とそれに基づく権利行使をする旨を表明するというのが1つ。②としては、これは現行の判例の解釈に近いものですが、請求の根拠を提示する、損賠であれば損害額の算定の根拠までお示しいただく。③はないと思いますが、一応理論上は裁判上の権利行使まで求めるというところでございます。ここの部分は主として①と②のどちらかということかとは思っておりますが、この約款のほうでは、前回ご説明のとおり、後ほども少し出てまいりますけれども、担保期間の制限を設ける一方で、発注者の方が不利にならないように、「知ってから1年以内の通知」というものについては適用しないというふうにしておりますので、ある意味では現行の世界に近い部分なのかなと思っております。したがって、もちろん新しい判例が出てくればそれに基づいて修正をしていく必要もあろうかとは思っておりますけれども、これまでの判例を引き継いで、②の請求の根拠を提示する、損賠であれば損害額の算定の根拠までお示しいただくということを求めているかどうかという案を提示させていただいております。

それから、次の13ページ、担保期間の関係、あわせて14ページの表もごらんいただければと思いますけれども、前回、一律基本的に2年ということをご説明いたしましたけれども、公共約款のほうで設備工事については1年というふうになっているけれども、これを2年にするなら整理が必要なのではないかというご指摘をいただいたところでござい

ます。現行の約款は、確かに設備工事等の場合については1年ということになっておりますけれども、設備工事等の部分についても施工の部分と売買によって入手する機器の部分というのがあるかと思っております。今回、民法のほうでも、木造云々、コンクリ造云々、木工作物といったような建設工事の区分については設けないということになったところでございます。引き続き我々の約款のほうで残しているのは民間の甲のほうですけれども、建築設備の機器、室内装飾、家具等の瑕疵ということで、物の性質としてそこまで持たないですよというものについて、特則を設けて1年に短くしているということでございます。基本的には工事についての区分をそもそもしないという考え方を踏まえまして、設備工事についても施工の部分がございまして、この部分はほかの部分と同じだということで、一律2年ということに原則整理をさせていただきまして、物として持たない部分、民間の甲でいきますと建築設備の機器、室内装飾、家具等といったところでございますけれども、こういった部分については1年にするのかなと思っております。したがって、公共約款のほうでも、今は特に公共のほうはその意味でいうと物の特則は設けられていないのですが、公共約款は土木が中心だということもあろうかとは思いますが、1年の特則の部分について、14ページの改正案の根拠のところを書いておりますけれども、設備機器等については1年ということで整理をしてはいかがかなと思っております。

ここの部分で、1年の手前に「一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合は」と書いてございまして、その部分は次の15ページのところで説明をさせていただいております。これは現行、「隠れた瑕疵は」と書いてある部分でございますが、ここの部分も「隠れた」という表現については民法から削除されましたので、使用する場合には定義が必要ではないかというご意見を前回賜ったところでございます。この「隠れた瑕疵」につきましては、取引上要求される一般的な注意では発見できない瑕疵を意味するというふうになっておまして、約款のほうでもこの意味で使っているということでございます。民間のほうでも、発注者が引き渡しを受けるとき、監理者が検査して、もし瑕疵があるときはというふうに今規定されておまして、「隠れた瑕疵」というのは一般的に検査をして検証するわけですが、検査が一般的な注意のもとで行われた場合において発見できなかったものというものを指すのであろうかと思っております。したがって、「隠れた瑕疵」については、一般的な注意のもとで発見できなかった契約不適合というふうに整理をさせていただいておりますけれども、ただ、この部分にしか出てこないものでござ

いますので、定義を置くまでの必要はないのかなと考えているところでございます。

それから、もう一つ担保期間の関係で、次の16ページでございますけれども、これは民間のほうにしか出てこない条項になりますので、条文でいきますと第39条、資料2の27ページでございますが、ポンチ絵の下のほうにも同じ条文が書いてございますので、そちらのほうをごらんいただければ十分かと思えます。現行、特則で1年になっている部分につきまして、民間の甲と乙で規定ぶりが違っております。平成22年改正後という下の部分をごらんいただければと思えますが、民間の甲については、先ほど申し上げましたとおり、建築設備の機器、室内装飾、家具等と書いてありまして、民間の乙のほうについては、造作、装飾、家具と書いてございます。これが違うのが何でだということなのですが、経緯を調べますと、平成22年までは、その表の上の欄でございますけれども、甲、乙とも現行の乙と同じ書きぶりになっておりまして、期間も6カ月ということになっておりました。これを、逆に言うと、なぜ甲のほうを変えたのかということでございますと、平成22年のときに、甲については建築等々で使われております旧四会約款というのがございまして、こちらのほうの実務にあわせて表現ぶりを、このときに、造作、装飾、家具から、建築設備の機器、室内装飾、家具というものに変えたというところでございます。その意味では、別に対象が変わっているわけではなくて、実態に応じて表現を変えたというふうな理解でよろしいのかと思っておりますけれども、甲のほうは文言を変えたのですが、基本的に旧四会約款は対象が甲の部分でございますので、乙について表現を変えなかったものでございます。

ただ、民間の甲、乙はもともと同じものを対象にしていて、旧四会約款と並びを整えるときに、何か違うものを対象にしようとか、これまで対象になっていたものを除外しようというような意図で改正をしたものではないというふうに理解をしておりますところ、今回、今、ずれが生じているのが非常に気持ち悪い部分がございますので、対象としているものは基本的には前も変わらなかったし、今も変わっていないという理解のもと、実態に即しまして、今回、乙のほうについて民間のほうの表現と同じ表現にそろえるということで整理をしてはいかかなと考えてございます。その関係で、あわせて期間のほうも1年ということで、前回お示しのとおり、整理をさせていただくのかなと考えてございます。

こういったような部分が今回の資料の中ではまだ修正案として反映し切れていないのですけれども、旧四会約款のほうで実務上取り扱われてきた表現でこれまでの経緯の中で少し変わっている部分がございますが、必ずしも民間の甲ですとか乙の中で表現が変わって

いない部分というのもございます。こちらの部分はどこまで表現ぶりをそろえるかということとは少し事務局のほうで検討させていただいて、次回のほうでまた少し案をお示しさせていただければと考えているところでございます。

ここの部分は以上でございまして、続きまして、横のポンチ絵の17ページをごらんください。これは民間のほうにしか出てこない条文でございますので、資料2、民間の甲の一番頭、2ページ目から3ページ目にまたがっている部分でございますが、そちらのほうをごらんいただければと思います。前回、民間と下請契約の契約書には保証人を書く欄がございますけれども、事務局のほうからは、あまり使われている実態がないのであれば標準約款としては書かずに消してしまってもいいのではないのでしょうかというご提案をさせていただきました。会議の場でも使っていますという発言をいただきましたけれども、その後、事務局のほうから各団体さんのほうに確認をさせていただきましたところ、保証人欄はそこそこ使っていますというお答えでございました。したがって、特に使っているという実態があるのであれば消す理由もないかと思っておりますので、引き続き保証人欄を残すということにいたしました。ただ、今回の民法改正によりまして、これが根保証である場合には保証の限度額を書かないと無効になるということでございますので、その位置を明確に示すために、保証の限度欄の項目を設けまして、注書きで、根保証である場合にはこの限度額を書かないと無効になりますよというノーティスをしておいてはいかかかと考えているところでございます。

それから、ポンチ絵の最後、18ページでございますけれども、これは2回目あたりでいただいたご意見だったかと思いますが、現行の約款のほうでは、これも今の条文でいきますと、受領遅滞について規定がないけれども、いいのかというご指摘をいただいていたところでございます。

ここの部分ですけれども、整理といたしましては、条文上では同じく資料2の19ページ、民間の甲の第28条をごらんいただければと思います。まず、どこに書くかということですが、少なくとも公共については受領遅滞ということは基本的に想定されませんので、公共については規定をする必要がないのではないかなと考えております。一方で、民間については書いたほうがいいのではないかということで、実態上そういうことがあるということでございますので、条文でいきますと第28条の5項と6項のところでございますけれども、現行の引き渡しに関する部分に、受領遅滞ということで、5項、発注者が引き渡しを拒み又は引き渡しを受けることができない場合において、受注者は、引き渡し

を申し出たときからその引き渡しをするまで、自己の財産に対するのと同じの注意をもって、その物を保存すれば足りると。6項のところで、注意義務を果たしても、生じた費用は発注者の負担とするという規定を書かせていただいております。これは民間の乙も下請も同じということで、受領遅滞については、公共については書きませんが、民間については記載してはどうかということで書かせていただいております。

あと、資料のほうには入ってございませんけれども、前回までにいただいた点を少し補足させていただければと思います。

まず第6条の関係で、資料1、公共約款の6ページをごらんいただければと思いますが、第5条でございます。第5条の第1項の注書きのところをごらんいただければと思いますが、前回、工事が完成した後については債権譲渡をしても完成に対する期待が損なわれることはない、ここはいいでしょうという整理になりましたけれども、工事の完成というのがいつなのかということの時点がわかりにくいというご指摘をいただきました。この部分については、譲渡制限を認めることについて、その時点が工事検査の完了後であるということを確認すべく、第32条2項の検査に合格した後ということを書かせていただいているところでございます。

それから、同じく公共の約款の第52条、43ページでございますけれども、この部分、「解除に伴う措置」というのが書いてございますけれども、第1項のところで、もともと「利益を受ける場合は」というのが書いてございましたが、これは書く必要がないのではないかとご指摘いただいていたところでございます。まず、工事の完成後の取り扱いについては、資料1の45ページ、同じ第52条の第9項のところですが、前回も少しお示しをさせていただいておりますが、その取り扱い全てを、発注者はこの工事の完成後にこの契約が解除された場合は解除に伴い生じる事項の処理については、発注者、受注者及び監理者が民法の規定に従って協議して決めるということで、当事者にお任せになっているところでございますので、全てを協議事項に委任することかなと思っております。一方で、工事の完成前の解除につきましては、公共と下請については現行の規定をそのまま維持いたしまして、民間については民法改正の内容を反映して、利益に応じて請負代金を支払う必要があるということを確認いたしまして、その他につきましては協議事項として処理をするということではいかがかなと考えているところでございます。

それから、次の第53条、資料1でいきますと45ページから46ページにまたがるところでございますけれども、現行の履行遅滞などによる損賠で拾えない納品のおくれとか

についてはどういう措置になるのかということでございます。ここについては46ページの第1項の第4号にございますけれども、「前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき」という、いわゆる罰則の規定がございまして、ここの部分で拾うことができるのではないかなと考えているところでございます。また、履行遅滞に対する賠償請求と瑕疵などによる場合の損賠が両立するののかということでございますが、ここについては両立するのではないかと考えてございまして、それぞれの事由について該当するときにはそれぞれ請求することができるのではないかなと考えているところでございます。

それから、次の第54条、48ページでございまして、まず先に下のほうをごらんいただければと思います。現行の第45条と書いてあるところですが、発注者の責めに帰すべき理由により云々ということが書いてございますが、現行の約款では損賠の帰責事由の証明が賠償側にあると捉えられるような条文になっているので、これを修正してはどうかというご指摘をいただいております。ここの部分の説明を損賠を受ける側に転換するように、上のほうに書いてございまして、損賠の条文のほうを修正させていただきます。具体的には、「発注者の責めに帰すべき事由により」というのを削除させていただきます。民法に合わせたただし書きを書かせていただくということで修正を図らせていただいているところでございます。

以上が資料5の関係でございます。主としての民法改正を受けてという部分ですが、続けて、あわせて資料6のほうをご説明させていただきたいと思っております。その他改正事項についてという、横のポンチ絵をごらんいただければと思います。

まずは、今申し上げましたとおり、建設業法改正に伴う改正事項ということで幾つかございますが、2ページ目をごらんいただければと思います。そこに改正建設業法の第19条という条文がございます。第19条は契約書にこういうことを書かなければいけないという項目が列記されている条文でございますけれども、今回、働き方改革を促進するという観点から、第4号になりますけれども、工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときはその内容を書くということになっているところでございます。

ここの部分でございまして、公共約款、資料1の1ページ目をごらんいただければと思いますが、約款の契約書の部分に、同じくこちらも第4号ということで、工事を施工しない日、それから、工事を施工しない時間帯という欄を設けまして、ただ、ここの部分は、先ほど条文で申し上げましたとおり、「定めをするときは」ということになっており

ますので、これは定めないときには削除するという旨の注意書きを付してはいかがと思っております。

続きまして、横のポンチ絵の3ページですけれども、今回の改正建設業法で、イメージ図としては、ちょっとページ番号が入っておりませんが、次の4ページのイメージ図をごらんいただければと思います。ざっくりと申し上げますと、今の制度でいきますと、それぞれの工事ごとに元請業者としては監理技術者を専任で置かないといけないということになっておるのですけれども、今回の法改正によりまして、技師補という、法律上は監理技術者補佐という名前なのでございますが、この監理技術者補佐、技師補を専任で置いた場合には監理技術者の現場兼務を可能にするという制度を新たに創設させていただいたところでございます。この関係で、公共約款、資料1でいきますと11ページの第10条をあわせてごらんいただければと思います。現行の条文でいきますと、受注者について、現場代理人とか主任技術者、監理技術者なりを決めたときには、それを発注者に通知しなければならないということになってございます。括弧のところには、これが専任かどうかというのを書いていただくことになっておるのですけれども、ここの部分は今回、監理技術者補佐が専任で置かれれば監理技術者は現場兼務が可能ということで、兼任ということになるわけでございますけれども、ここの監理技術者のところに書かれてくる内容ですとか、ちゃんと要件を満たしているかどうかというところに影響が出てくるということでございますので、今回の法改正にあわせまして、Cということで監理技術者補佐、技師補についても発注者への通知対象に追加をしようということでございます。

横のポンチ絵の5ページ目をごらんいただければと思いますが、建設業法改正を踏まえて、もう一つ、今回改正建設業法のほうで第19条の5という、上のほうの条文がございますが、注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならないということで、建設業法の中に工期という概念が追加されたところでございます。現行の約款の、公共でいきますと第21条、ページでいきますと20ページでございますけれども、下のほうをごらんいただければと思いますが、現行の条文ですと第22条になるのですけれども、ちょうど真ん中ぐらいでございます。線が引っ張ってございますが、第22条の2項のところで、「発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる」ということで、改正建設業法第19条の5と真っ向から反対方

向に向かっているような条文が実は存在をしているというところでございます。

特にこの部分なのですけれども、改正建設業法とあわせて成立いたしました改正品確法、これは公共工事だけに適用されるものがございますけれども、この中で第7条のところに「発注者等の責務」というのが記載されておりますが、この第6号のところで、今回ここは追加された部分ですが、「公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適切な工期等を設定する」というのが発注者の責務になっているところがございます。

こうしたものを踏まえまして、特に公共工事では、個々の労働者、公共工事等に従事する者という文言になっておりますけれども、に配慮をした上でというような規定になってございますので、公共工事の規定につきましては、資料1の19ページから20ページにまたがるところで恐縮でございますけれども、延長も短縮も双方、第19条の5にかかってくるところでございますので、統一的に延長とか短縮が出てくる前のところに、著しく短い工期の禁止ということで、「発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない」ということで、もちろん建業法も踏まえておりますが、この改正品確法の趣旨を入れさせていただいております。

一方で、民間約款と下請約款には品確法は適用されませんで、建業法の第19条の5だけが適用されるということになりますので、この部分については建業法と同じ規定、具体的には、「発注者は、工期の変更をするときは、変更後の工期を建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間としてはならない」ということを規定してはいかがかかなと思っております。

それから、資料にはなっておりませんが、1点、建設業法の関係で従前の会議のときにご指摘をいただいていたものにお答えをさせていただきますと、公共の資料1でいきますと7ページの第7条の2でございますけれども、このところに、今、下請負人の通知のところで、要するに、保険に入っていない人を下請負人にしてはいきませんという規定が設けられているところでございます。改正建設業法のほうでは社会保険に入ることを許可要件化いたしましたので、この部分は必要ないのではないかなというようなご指摘をいただいたところでございます。ただ、法律が来年の10月1日に施行される予定で

ございますけれども、そこから新規で許可を取得する、もしくはそれ以降、許可は5年間でございますけれども、5年間の更新を迎えた以降については保険に入ることが義務になっておりますけれども、既に許可業者になっている方については許可の更新のタイミングが来るまでは義務がかかっていないというところでございます。したがって、当面、一巡する法律の施行から5年につきましては、この条文は引き続き維持をさせていただきまして、5年たてば全ての許可業者が完全に保険に入っているということになりまして、この条項をあえて設けておく必要もないということになりますので、法施行後5年をもって削除するということにはいかがかなと思っております。

今、第7条の2ということで枝番になっておりまして、これまでも基本的には条文を幾つか追加をさせていただいたのは全部条をずらして枝番がないような形で措置をさせていただいておりますので、今回追加で入れた条文も枝番がないように後ろがずれている格好になっておりますけれども、ここの部分の第7条の2についてはそのうち削除するというところでございますので、引き続き、今の第7条の2という規定のまま置いておくということにはいかがかなと思っております。

それから、資料6、横のポンチ絵に戻っていただきまして、建設業法の関係は以上でございますが、最後に、その他ということで、1点、ちょっと実務上の問題、紛争を解消するという観点で措置をしたいと思っておりますのが7ページ目でございます。これは公共約款の第4条の関係でございますので、資料1の4ページをあわせてご参照いただければと思いますが、前回、平成29年に約款改正をしておりますけれども、そのときに破産管財人による契約解除の場合についても損害請求の対象にするという改正をさせていただいたところでございます。

この仕組みは、下のほうに絵が書いてございますけれども、受注者が破産したときに、破産管財人が発注者に対して契約の解除をしますけれども、そうしますと、発注者の方が、③にあるところで、受注者の方に損害賠償の請求をする。受注者の方は、あらかじめ契約保証ということで保険会社との間で保証契約が結ばれておりまして、保険会社から発注者に対して④、保険金が支払われるというたてつけになっております。破産管財人による契約の解除の場合でも損害賠償の請求ができるということで、2と3のところまでは措置がされていたところでございますが、最後の保証契約の部分について、私どものほうでもアウンスはさせていただいておりますし、法律の趣旨としても契約保証の趣旨を鑑みればそういうことだというふうには思っておりますが、必ずしも実務のところでは保証契約

の中に破産管財人による解除は、保証の対象になっていない、オプション的に契約の中で取り扱われているというような実態があるようでございまして、そうした場合は、発注者が違約金を請求したとしても、保険会社としてはそもそもそういう条件になっていないので応じないといったようなケースが問題になっているところでございます。

こういった問題を今後生じさせないようにするというので、これまでもその意思を示していたつもりではございますけれども、それを明確化するという観点で、今回、資料1の第4条の3項、5ページ目でございますけれども、約款のほうで、保証契約は破産管財人等による解除についても保証するものであることを求める。具体的には第3項のところでございますが、受注者が第1項第4号又は第5号、契約保証を付すときには、当該保証は第53条第2項第3号から第5号——これが破産管財人等による解除の部分ですけれども——に規定する契約の解除による損害についても保証するものでなければならないということで、その趣旨を条文上規定して、今後の紛争が生じないようにしてまいりたいと考えているところでございます。

大変ご説明が長くなりまして恐縮でございますが、説明は以上でございます。

【大森座長】 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関してご意見、ご質問を賜りたいと思いますけれども、ちょっとボリュームがありますので、3つぐらいに分けてご意見を賜りたいと思います。譲渡制限特約と解除、それから担保期間、その他ぐらいに分けたいと思っておりますが、まず、譲渡制限特約、それから、解除あたりについてのご質問、ご意見等、よろしくお願ひします。

譲渡制限特約については、前回、全建さんや東京都の方から、特約に違反したことのみに基づいて契約解除とするほうがいいというようなご意見が出ていたように記憶していますが、受注者側として何か全国中小建設業協会さんや躯体工業団体連合会さんが何か違う意見をお持ちだったりするのでしょうか。その辺のこともちょっと聞かせていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

【大木委員】 特にありません。

【大森座長】 特にない。特にないということは、この案がすばらしいということですかね。よく練れていると。お褒めの言葉をいただきましたけど。どうぞ。

【山崎委員】 譲渡の制限について、公共と民間とで若干書きぶりが違って、公共の場合には承諾する場合の要件として資金不足ということを書いているのに対して、民間工事とか下請なんかは承諾の要件ではなくて外書きする形で書いているのですけど、いい、

悪いと言っているつもりではないのですが、具体的に、何でこういうふう書き分けたのか、そこら辺の理由と、それによる効果みたいなものがどういうふう変わってくるのかというのを聞きしたいというのが1点です。

それからもう1点、解除のところなのですが、債権譲渡が催告解除という形になっているのですが、ほかのところの履行催告と債権譲渡に伴う履行催告って、相当フェーズが違うと思うのですが、これを一緒に書いてしまって、何を履行すれば解除されなくなるのかというのがさっぱりわからないという。お金を払い渡して債権を戻すという形をするということなのですかね。あまりイメージがつかないのですが。ちょっと強引に履行催告にしたような感じがあるのです。

ちょっとその2点について聞きしたいと思います。

【大森座長】 ありがとうございます。事務局のほう、いいですか。

【平林建設業政策企画官】 最初のほうの譲渡制限のところの公共と民間でたてつけが違うというところでございますけれども、考え方としては、民間のほうについては基本的に原則自由だというふうに思っておりますので、その観点で承諾とかという手続にかからしめる必要というのはないのかなということで、少し違うたてつけにさせていただいているところでございます。

後段のほうでいただきました話ですけれども、ここの部分はなかなか難しいところではあるのですが、実際譲渡されたときに、お金に色はない部分がございますので、もちろんお金を戻すということもあるのですが、そのお金に色がついているだけではないのですから、どちらかという、元に戻すという観点でいくと、お金が戻るかどうかというよりは、譲渡された債権自体を元のところに戻すということを一応催告の内容にしていかがかということで整理をさせていただいたのですが、ここのところは先ほども議論があるかなと思ってお示しをしましたが、催告なのか、無催告なのかというのをちょっと事務局としても悩んでいる部分でございます。お答えになっているかどうか、あれですが。

【大森座長】 ありがとうございます。ほかの委員の方、どうでしょう。譲渡して、それを催告によって是正するというのは現実的に可能かどうか。事務局のほうも当然悩んでいらっしゃるのですが、多分難しいかなと。一旦譲渡してしまったものを元に戻せというのは多分無理だろうという感じが……。そうですよね。だとすると、多くの委員の方は、やっぱりこれは無催告ではないかというのが大勢だと思います。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【山崎委員】 直接の話とずれるのですが、関連するというところで、公共約款の第47条の7号に、今まで契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないときに解除というふうになっていたのですが、それが催告解除の規定の中で、契約に違反したときということで、目的達成というところを落としているというのがあるのですが、何で落としたのかということもありますけど、もう一つは、契約に違反したら履行催告して契約を解除するというのも非常に違和感があって、解除の要件として、目的達成が抜けたので広くなり過ぎるのではないかとということと、契約に違反したときに何を履行催告されるのかというのがわからないままにこの規定が入っているというのに非常に違和感があるということで、ちょっとさっきのことと絡めるのですが、ここら辺もちょっとお聞きしたいと思っております。

【大森座長】 事務局、よろしいですか。

【平林建設業政策企画官】 済みません、ご指摘をいただいているところはごもっともな部分があるかなと思っておりますので、目的達成のところは我々のほうも十分検討ができていなかった部分がございます。ちょっと宿題として持ち帰らせていただければと思います。

【大森座長】 ちょっといいですかね。私のほうから、これを見ての感想なのですが、恐らく改正のほうは民法に合わせたのだと思うのですよね。民法は解除要件が広がっているのです。それに合わせているのだろうということが一つだと思います。

それから、もう一つ、契約に違反したときの催告は何をとというのは、この契約に違反した内容、それを是正しろという催告。当然そうだと思います。これは民法の書きぶりと基本的には同じだろうというふうには思っておりますけど、ちょっと調べた上でご回答いただいたほうが正確かもしれません。済みません、ちょっと蛇足ぎみなお話で申しわけないです。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【泉委員】 譲渡制限特約についてなのですが、先ほどご説明がありました公共工事約款のほうにつきましては、請負代金を、税金ですので、それがほかに行かないようにということで、こういう請負代金に特化した債権譲渡制限という形でよろしいかと思うのですが、民民のほうの工事につきましては、具体的に言いますと資料2の5ページ、第6条ですね。民民のほうはAとBの選択制、同じような建付けになっておるのですが、例えば、第6条のAのほうは一般的な譲渡制限特約で、これについて、これに違反した場合という

のが22ページの第32条に同じように、第6条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したときということになっているのですが、たてつけからしますと、民民の場合、別に請負代金債権だけに譲渡制限を限る必要はない。発注者のほうの地位の譲渡というのですか、権利とか義務の譲渡、他への承継もあろうかと思うのですが、そういったものも勝手に譲渡できないというのが譲渡制限特約の趣旨かと思しますので、Aのパターンでしたら、解除のほうも一般的に、例えば、正当な理由なく第6条に違反して第三者に権利を譲渡したり義務を承継した場合には、相手方は契約解除できると、相手方は相対の規定にしておいたほうが何か素直かなというふうに感じました。民民の場合にはそれぐらいの穏やかなほうが宜しいかなと思うのですが。ちょっとBのほうは、公共約款に引きずられて、なかなかきついなという感じがしますので、穏やかな形で、解除条項で抑えるにしても相対の、発注者でも、受注者でも、権利を譲渡したら解除という形にしてはどうかと思います。つまり、「正当な理由なく」権利を譲渡した場合は解除、という大きなところを入れておけばよろしいのかなと思いますので、そういった方向も検討していただければと思います。

【大森座長】 はい。特にはいいですか。ご意見として賜るということで。

【平林建設業政策企画官】 そうですね。ご指摘の部分があろうかと思いますが、一方で、受注者側の利益として何を守らなければいけないのかというところもちょっと考えないといけないかなと思いますので、このところも預からせていただきまして、検討させていただければと思います。

【大森座長】 よろしくお願ひします。貴重なご意見、ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

【石川委員】 公共の第47条の4号について伺いたいのですけれども、「工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき」という2つのうちの後者の場合、すなわち「工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがない」というのは、工期が実際に経過する前の段階で催告をするという状況を想定しているのかどうかということでございます。もし期間経過後に催告をするということであれば、前者の「工期内に完成しないとき」という規定のほうで読めるということになるのだらうと思いますので、後者が規律しているのは工期が経過する前の段階で催告をする場合ということになりそうですが、そういうことなのか、ということでございます。この点について、工期が経過する前の段階で債務の不履行の状態が観念できるのかということ

になると、それは観念できないのではないかと思います。そういう場合に何を催告するということになるのでしょうか。不履行や遅滞の状態があるということを前提にしてでない、催告という手続を観念できないのではないかということとの関係で、この4号の中身について少しご説明いただければと思います。

【大森座長】 事務局のほう、いかがでしょう。

【平林建設業政策企画官】 この部分は前回も少しご説明をさせていただいた部分なのでございますけれども、一応現行の解釈ということで行きますと、工期内ではなく、工期経過後相当の期間内に工事を完成できないことが、今の条文では「明らかに」という文言が入っているのですが、明らかに認められるときのみ解除できるということになっていまして、逆に言うと、工期経過後相当の期間内に工事を完成できるときには解除できないということになっていて、解除要件を厳しくしているところでございます。この趣旨としては、工期経過後相当の期間内に工事を完成できる場合には請負者の交代に伴う混乱ですとか工事の休止といったことが想定されるわけですけれども、こういったことを考慮すると、解除して新たな請負者と再契約をして工事を続行させるよりも、当初の請負者に工事を続行させたほうが早期に工事を完成させることができる場合が多いということで、工期経過後相当の期間内に工事を完成できる場合には解除できないというふうにしているところでございます。

あと、実際に工期が経過した後については履行遅滞というのが明白であるわけでございますけれども、工期内に完成しないと予想される場合には請負者の努力で場合によってはおくれを取り戻すということもあり得るので、余裕を見て、工期内ではなくて、工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでない認められるときというふうに整理をしているところでございます。

この条文についても整理がなかなか悩ましいところではあったのですが、現行の解釈がそのような解釈で、かなりそういった不利益も考慮して余地を残しているというところでございますので、その考え方を引き続き踏襲して、催告解除の部分としては、現行の「明らかに」というのを削除いたしまして、催告をしてやれば追い上げてやってくれるかもしれないという期待の部分を、考え方を維持して、今の4号のような書きぶりにさせていただいているというところでございます。

【石川委員】 そうすると、この4号の後者の場合についても、工期がもう既に経過しているという状況を前提とした解除の場面であるということですか。

【平林建設業政策企画官】 はい。今申し上げたとおり、さようでございます。

【大森座長】 よろしいでしょうか。

【石川委員】 はい。

【大森座長】 ありがとうございます。どうぞ。

【山崎委員】 済みません、説明があつたのかもしれませんが、十分理解していません。さっきの4号の、その責めに帰すべき事由によりというのを削ったというのは、責めに帰すべき事由がなくても解除されるということになるということ、非常に厳しくなっているということなのではないでしょうか。

【大森座長】 事務局のほう、どうぞ。

【平林建設業政策企画官】 この部分は、解除については今回の民法で帰責事由が必要なくなっているという部分を踏まえて、先ほど大森座長からも言っていた部分もありますが、削除をしているということで、ここはその意味では民法改正を踏まえて反映させていただいているという部分になります。

【大森座長】 よろしいでしょうか。

【山崎委員】 民法の留保みたいなのがこのただし書きになるのですか。第47条の柱書きのただし書きにあるのは。

【平林建設業政策企画官】 そうですね。資料1の39ページの第47条のただし書きの部分は、軽微の場合にはこの限りでないというのが民法のほうでつけ加わっておりますので、それを踏まえて、このただし書きの部分も書かせていただいております。

【大森座長】 民法改正は契約解除は少し要件が緩やかになる。けれど、損害賠償に関しては現行の瑕疵担保責任の状況からはむしろ厳しくなっている。現行法とは若干の差があります。

よろしいでしょうか。ほかに何かございますか。

それでは、ないようですので、次のテーマのほうで、担保期間のほうで少しご意見を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

【仲田委員】 不動産協会の仲田でございます。担保期間についてですけれども、新しい改正民法で、客観的起算点から10年、主観的起算点から5年と、長いので、主観的起算点から1年以内に通知して権利を保存すると。通知の内容は、資料5の11ページのところに書いてあるように、不適合の種類・範囲を伝える程度でいいというふうになっているのですよね。今回、担保期間で想定されていることは、期間としては、14ページのとこ

ろに2年又は設備機器等1年ということで、かなり客観的なところでも短いという中で、権利の保存のときに、民法の原則で1年以内に瑕疵の種類とかを通知すればいいということなのですが、設備機器なんかに瑕疵があったときに、今のままだと、例えば、知ってから1カ月とか2カ月とか1年かで切れてしまうというときに、損害賠償額の算定、請求の根拠まで提示しなければいけないというのは、かなり発注者側に酷なのではないかなという気がいたします。

それとともに、判例のとおり請求の根拠提示ということをも求めても、実際には、瑕疵による損害の状況がはっきりしないときに1年とか2年が経過するときには、吹かし目に請求する金額を書くだけになってしまうのではないかと、あまり意味がないのではないかと、この辺、皆さん、ちょっとご議論いただきたいなと思います。

【大森座長】 ありがとうございます。事務局のほう、この点に関してどうぞ。

【平林建設業政策企画官】 確かに、とりあえず私どもとしては現行の規定に近い、民法が改正されてというのはもちろん認識をしておるのですが、今回、1年以内通知を適用しないということもありますので、現行と同じような取り扱いでどうかとは思っておりますが、おっしゃるようなご意見もあるかと思っておりますので、逆に受注者側のほうのご意見も踏まえて考えさせていただければと思いますので、受注者側の皆様からのご意見もいただければありがたいなと思っております。

【大森座長】 この点に関してどうでしょうか、ほかの委員の方々。少しご意見を賜りたいと思いますが、どうぞ。

【土志田委員】 全中建でございます。私の考えとしては、瑕疵担保期間、担保期間というのは、受注者側としては短ければ短いほどありがたいと、かように思っております。

以上です。

【大森座長】 率直なご意見、ありがとうございます。ほか、いかがですか。石川委員、どうですかね。

【石川委員】 私はこちらの内容でよろしいのではないかと思っております。

【大森座長】 難しいなら難しいと言ってもらえると非常にありがたい。

【石川委員】 私自身はこちらの原案通りで問題ないのではないかと考えております。

【大森座長】 ありがとうございます。ちょっと事務局のほうでもまた個別にでもお聞きになりながら。大事なところですので、慎重に取り扱っていただければと思います。

【平林建設業政策企画官】 承知いたしました。

【大森座長】 ほか。どうぞ。

【仲田委員】 私が申し上げたいのは、民法の原則で、権利保存期間で、知ってから1年間準備する期間があるわけですよね。請求の根拠なんかも示せるだけの準備期間があっても、瑕疵の内容を種類とか範囲を示すだけでいいとされているのに、これだと、知ってから、例えば1カ月とか2カ月とか、極端な場合は1時間後とか3日後とかに請求の根拠まで提示しなければならぬというのは、かなり原則からして厳しいし、客観的期間が短いので、そこまで求めるのかと。書いてもいいのですが、実際は、そうすると、請求の根拠を吹かして書くだけになりますよね。あまり意味がないのではないかと、ちょっと強く申し上げたいと思います。

【大森座長】 ありがとうございます。事務局のほうも慎重に検討をお願いします。

【平林建設業政策企画官】 承知いたしました。

【大森座長】 ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

【山崎委員】 公共の第55条の3項なのですが、今まで第44条のほうで、故意又は重過失の場合の請求期間を〇年という形で、例えば10年という形で規定していたのが、今回の新しい案では何の規定もないというふうなことになっているのですが、これは民法の5年、10年が適用になるという理解で何も書かなかったということなのでしょうか。そういうことですか。

【平林建設業政策企画官】 おっしゃるとおりでございます。前2項の規定を、要するに短くする規定。資料1の48ページ、第55条でございますけれども、ご指摘いただいたのは3項の部分かと思いますが、「前2項の規定は」と書いてありまして、短くする、2年とか1年とかという規定については、故意・重過失のときには適用しないということになりまして、適用しない場合には、書いていないものですから、民法の原則に立ち返るということでございますので、5年、10年といったことになってくるということでございます。おっしゃるとおりでございます。

【山崎委員】 特約で短くすることもできないのでしたっけ、そこは。

【平林建設業政策企画官】 そこは一応可能だという理解をしておりますが、そういう理解でよろしかったですかね。

【山崎委員】 もし可能だったら、今までやっていたことをあえて限定するというか、限定してはいけないというふうにする理由は何なのかというのを教えてほしいのですけど。

【平林建設業政策企画官】 限定してはいけないというのは。

【山崎委員】 だから、民法の原則から、今までは限定していた、限定できるとしていただけたわけですよね。〇年という形で限定できるというふうにしていただけたのを、今回落とすということは、もう民法以外の選択肢はありませんよということになってしまうので、それをやめさせるという、民法以外の選択肢をやめさせなければいけないというのはどういうご趣旨なのでしょうか。

【大森座長】 ちょっといいですか。多分、適用しないと書いてあるときに、読んだ人は民法以外の特約は書けないのかなと思ってしまうとは思いますが、理屈の上ではそれは書けると思います。それでいいですかね。事務局のほうでもし補足があれば。

【平林建設業政策企画官】 確かにご指摘いただいている部分はあるかなと思っておりまして、〇年のところで、実際上は我々のところでこの後にちょっと注が書いてあるのですけれども、基本的には10年というのを入れましょうということになっております。そこに引きずられて、10年ということであれば民法の原則と一緒になので、適用しないということ、民法の原則そのままですらよいかということ、今のような案になっているということ、ございますけれども、ただ、おっしゃるとおり、〇年の部分は10年ではない期間をセットするという余地も現行条文上あるわけでございますので、そういった余地を少なくとも消すという意味で今の3項を設けたというものではないという部分のございますので、少しご指摘を踏まえて、ここの部分の書きぶりは検討させていただければと思います。

【泉委員】 今、書きぶりはご検討ということで、お任せしますけれども、前回この辺は確認したのですけれども、前回の説明ではあくまでも、「この限りでない」ということは、結局、改正民法の原則に戻って、権利を行使できるときから10年、ないしは権利を行使することができることを知ったときから5年、どちらか早いほう、プラス、知り得て1年以内の通知を発注者が行う必要があるということで、民法の原則に戻りますということでしたよね。それが確かに今ご指摘があったように「この限りでない」とするとファジーになってしまうので、例えば、決めで10年とするというようにご検討を今度やっていただけるといふことなのかもしれません。書きぶりはお任せしますが、前回の議論の確認だけさせていただきます。

【大森座長】 ありがとうございます。

ほか、いかがですかね。どうぞ。

【吉見委員】 第55条ですけれども、1項で〇年以内という記述で、2項は1年の担保責任と明確に書いています。もともとの今の約款でも〇年というところで、注で落とし込んでいたわけですけれども、今回なぜ設備機器だけ年数を書き切っているのかという、注に落とさなかった理由というのをお聞きしたいのですけれども。

【平林建設業政策企画官】 このところは、基本的には設備機器等というのは物になるわけですので、そちらのほうについては売買ということもありますので、1年ということを書き切ってもいいのかなと考えまして、1年と書かせていただいているところがございます。

【大森座長】 よろしいですか。

【吉見委員】 そうすると、ここについてはもう裁量の余地がないというか、1項のほうは原則2年ですので、2年以外のももあり得るけれども、2項についてはもう1年ということになるということですね。

【平林建設業政策企画官】 そうですね。現行の規定に引きずられている部分もございますけれども、今の民間の約款のほうでも1年なり6月ということを書き切っている部分もございますので、それと合わせると、書き切ってもいいのかなということでそのように書かせていただいているところがございます。

【大森座長】 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほか、いかがですか。

【泉委員】 また確認なのですけれども、これは今、資料5の14ページを見ますと、設備の取り付けとかそういった工事に関しては2年。ただ、設備機器本体に関しては1年という。これは民間約款もそういうたてつけになっており、今までそうなのですが、それと同じになるという考え方で基本的にはよろしいですよ。

【平林建設業政策企画官】 その理解で結構でございます。

【泉委員】 はい、了解しました。

【大森座長】 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【石川委員】 別の点になるのですけれども、よろしいでしょうか。公共の第53条と、第54条のところで、損害賠償の要件に関して、「その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によ

るものであるときは、この限りでない」というただし書きがおかれておりますが、ここでは「契約その他の債務の発生原因」という言葉が入っています。これは改正第415条をもとに書かれたものと思われかもしれませんが、ここでは発生する債権としては契約上の債権だけで、法定債権を想定していないということであれば、この「その他の債務の発生原因」という記述は不要なのではないかと思います。実際、公共の第47条、解除に関する規定においてこの「取引上の社会通念に照らして」という言葉が出てくるときには、「この契約及び取引上の社会通念に照らして」という文言になっています。この辺りについて、表現を揃えるべきなのではないか、また揃えるとすれば解除に関する第47条の表現の法に揃える方が実態に則しているのではないかと思います。

【大森座長】 事務局のほう、どうぞ。

【平林建設業政策企画官】 ご指摘、ありがとうございます。基本的にはおっしゃるとおりかなと思いますので、検討の上、そちらの方向で対応させていただければと思います。ありがとうございます。

【大森座長】 ありがとうございます。どうぞ。

【泉委員】 今ちょっと第53条、第54条が出たので、公共約款の第54条、受注者の損害賠償請求のところ、これは47ページから48ページにあるのですが、これも同じように、今、先生がおっしゃられたように、「その他の債務の発生原因」を含んだただし書きが入っているのですが、ここも同じように検討が必要かと思うのです。第54条の場合、金銭債務のことが書いてあって、金銭債務というのは、通常、不可抗力をもって抗弁とすることができないというように419条ではなっているのですが、これはそれを覆すように、発注者の責めに帰することができない事由、例えば不可抗力があったときには免責されるという形になってしまうのでしょうか。419条は強行規定のような気がしますので、どうかなというのがちょっと今、気になったので、つけ足していただきました。

【平林建設業政策企画官】 ここのところもあわせて、済みません、検討させていただければと思います。ありがとうございます。

【大森座長】 いろんなご意見、ありがとうございます。どうぞ。

【山崎委員】 済みません、また戻って恐縮なのですが、さっきの損害賠償のほうは民法で限定することになったけど、解除自身は非常に広がったということで、さっきの第47条の改正があるのですが、ただ、請負契約の場合は物が残ってしまうので、途中まで完成していて、そうしたときに責めに帰すべき事由がないのに解除できるというふうに

なってしまうと、現在進行中の工事物、普通の契約とちょっと違うのは物が残っているということだと思うのですよね。その現在進行形の工事が、責めに帰すべき事由がないのにいきなり解除、催告はするにしてもその期間内にできなかつたらやっぱり解除されてしまうので、解除されてしまったときに、損害賠償はないにしても、その間の工事費とかは請求できなくなってしまうわけですよね。そういう受注者の損害というのはどうなるのですかね。責めに帰すべき事由がないのに、損害があつたら一方的に負担しなければいけないということになってしまうのですけど。そこら辺はすごく違和感があるのですけど。

【平林建設業政策企画官】　　ここの部分については、公共の約款にいきますと、後ろの43ページから44ページにまたがるのですが、第52条のところで、解除に伴う措置ということが書いてございまして、公共と民間で若干取り扱いが違うところではございますけれども、完成前については、公共でいきますと、基本的には検査をした上で出来形部分を引き受ける云々といった手続が1項から8項のところまでずっと事細かにこういうことをやるというのが書いてございます。また、9項のところで、完成後に解除されたときにはもちろん非常に難しい話になってくるわけでございますけれども、前回、この部分は、そもそも完成前と完成後ということで分けて、条を立てて書いておりましたけれども、完成後の解除はあまり想定されないということもあるので、条を立ててまで書く必要はないのではないかとのご意見もありましたので、今回、9項ということで、完成後に解除された場合には、結局、ではどうするかというのは基本的にレアケースであろうということと、個別事情によって取り扱いはさまざまかと思っておりますので、なかなかこの標準約款のほうでどういうことをやるということを書くのは難しいのかなと思ひまして、「発注者、受注者、監理者が民法の規定に従って協議をして決める」という形で書かせていただいておりますので、この条項に基づいて措置をしていただくということかなと思ひてございます。

【山崎委員】　　完成前に完成が見込まれないからと解除されたときは、出来形部分については当然引き取ってくれるのでしょけれど、出来形ができていない部分、しがかりのところ突然解除されてしまったと。でも、実際には投資をしていて、お金も使っている、人も使っているというときには、責めがなくてもとにかく解除されると。損害賠償まではいかないかもしれないけど、責めがなくてもとにかく解除されて、受注者が負担しなければいけないというふうになっているというのがちょっと気になるのですけどね。

【大森座長】　　民法全体の仕組みがそういう仕組みになっているものですからね。ディ

テールの個別の実務に当てはめたときにはそれぞれ多少は出るかもしれない。実はそれをどこまで書き込んで調整するのかという作業が約款ということにはなるのだろうと思うのですが、非常に難しいところだと思います。ただ、貴重なご指摘なので、それはそれで事務局のほうで一旦引き取っていただいて、十分検討していただいたほうがいいかなと思いますので、よろしくお願いします。

【平林建設業政策企画官】 承知いたしました。

【大森座長】 ほか、いかがでしょうか。

【泉委員】 ちょっと細かいところですが、契約不適合責任期間の章の契約不適合の定義のところなのですが、前回は数量を入れる、入れないという話がありまして、建設業法とか住宅品確法に合わせて、数量を入れないと。種類と品質までというお話でした。それで理解したのですが、今回の場合、定義というのが、公共約款の場合、38ページでいきなり契約不適合が出てくるのかなと思って調べますと、公共約款の第4条のB。だから5ページですね。5ページで定義されているのかなと思うのですが、そうしますと、5ページの条項は選択制になっているので、Aを選択した場合どこに定義が行ってしまうのかなというのがあります。民間標準約款の定義のほうも同じように見ますと、こちらは定義がどこにもないようなのですよね。ですから、数量を除くなら除くで構わないのですが、どこかできちんと定義が必要かなというのが1点あります。

それと、ちょっと大きなといいますか、先に進んでしまうのかもしれませんが、公共の40ページの催告解除と無催告解除のところがありますけれども、契約不適合に関しては、第47条の場合、6号ですね。正当な理由なく第45条第1項の履行の追完、契約の修補がなされないときは解除というのと、無催告のときの第48条の2号、これは引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ契約の目的を達成することができないものであるときというのが無催告解除と分けてあるのですが、この辺、本来、建設請負契約の契約不適合による解除というのはこの第48条2号のような限定的な形が理想なのだろうと思うのですが、先ほど大森座長からありましたように、民法一般の規定に引きなぞらえてしまっているの、第47条では、軽微な契約不適合以外は解除できますよというようなことになってしまっているのですね。この第47条の6号と第48条の2号の関係というのはどういうふうに理解したらいいのか。第47条のほうは催告さえすれば軽微以外は解除できますよと大きく捉えられているのですが、無催告のところはがちがちに厳しくなっている。思うに、受注

者側としては、本来、第48条2号のほうのスタンス。売買の場合、瑕疵があるものは契約解除すればその物を返して、お金のやりとりをし直せばいいわけですから問題ないのですが、建設請負の場合には、瑕疵があった場合、それを壊す、除却するというのは非常にショッキングなことなので、かなり解除要件というのは狭くしないと、これは請負の実態に合わないのではないかなと思うと、契約不適合の場合、第48条2号のような規定を一般に持つてくるということもあっていいのではないかなと思うわけでありませう。

【大森座長】 いかがですか。

【泉委員】 ご検討いただければというところかと思いますが。

【平林建設業政策企画官】 まず、最初の契約不適合の定義の部分については、おっしゃるとおりでございますので、ちょっと今ですと片側しか措置されていないことになりましたが、そのところをご指摘を受けて修正をさせていただきたいと思ひます。

今のところにつきましてもちょっとご指摘を踏まえて検討させていただければとは思ひますが、基本的には第48条の2号というのは、先ほど申し上げたとおり、ほぼほぼそういった事態はめったにないというふうには思ひてはおるのですが、一方で、書かないと、民法で書いてあるものがないようにも捉まえられる部分がありますので、レアケースだとは思ひますが、書かせていただいております。基本は、その意味でいくと、第47条の6号のところ、正当な理由なくというのを書かせていただいているところもあるのですけれども、ちょっとご指摘を踏まえて、どのようにするか考えさせていただければと思ひます。

【大森座長】 よろしくお願ひします。ほか、いかがですか。

意見はないようですので、では、最後、その他、今回説明いただいた内容に関しまして、どこからでも全てに関して何かございましたら、ご意見、よろしくお願ひします。どうぞ。

【泉委員】 その他のところですね。先ほど適正工期のところ、働き方改革をなぞらえて、公共約款のほうには、ちょっと何条でしたか忘れましたが、条項が入りました。資料2の民間のほうでも19ページの第29条の3項に、これは下請もそうなのですが、同じように……。民間の場合、発注者は工期の変更をするときは変更後の工期をこの工事に従事する者に過剰な負担を課す期間としてはならないというのをに入れていただいているのですが、これもちょっとここに入れるのが何か無理がありそうな気がしまして、形としては公共と同じように別項で規定したほうがよろしいのかなと。第29条は工期の変更も入っているのですが、工事の変更も規定してある条項なので、ここに入れるのは唐突かなと思ひます。

いまして、ちょっと考えていただければなというのがあります。

それと、これは公共約款も民間約款もそうなのですが、解除に伴う措置のところ、最後、清算するとき、発注者、受注者、監理者を含めると、「監理者」という言葉が入ってきているのですが、これは公共約款のほうは誤りかなと思うのですが、民間約款のほうも実は資料2の25ページに同じように、発注者、受注者、監理者というふうに入っているのですが、これは現行の民間連合約款を見ますと、現行約款では、全部「監理者」というのを外して、発注者と受注者の二者間契約ということで、発注者と受注者間の協議というふうになっていますので、「監理者」は要らないのかなというところもちょっとご検討いただければなということ。

それと、ちょっと幾つかあって申しわけないのですが、もう1点、民間約款のほうの資料2ですね。27ページ、契約不適合の担保期間、第39条のところなのですが、ここで先ほどの故意・重過失のときはこの限りでない、適用しないというのが3項で入っているのですが、これは3項に入れてしまいますと、基本的には建築設備の機器にもこの故意・重過失条項がかかってしまう。かけようというご趣旨なのかもしれませんが、現行はあくまでも第39条の木造1年、コンクリート造2年のとき、ただし書きで、故意・重過失だと5年、10年というふうになっていますので、できれば同じたてつけで、第39条の1項のただし書きで、故意・重過失の場合には適用しないというようなのが入るほうがよろしいのかなと。設備機器関係に関してそこまで期間を延ばす必要があるのかなというのを感じた次第であります。

ちょっと何点か発言させていただきました。

【大森座長】 事務局のほうでちょっとお願いします。

【平林建設業政策企画官】 まず1点目、資料2の19ページ、第29条、工期の変更の部分でございますけれども、ここの部分は私どもも特にこだわりがあるというわけではないので、一応工期の変更という条があるものですから、ここのところに一つ入れてみたということでございますけれども、特段、委員の皆様の中でここに入れておいたほうがいいのかということでなければ、別条を立てて公共と同じように規定することでもよろしいのかなと思っておりますので、別条を立てないほうがいいのかという方がいらっしゃれば、おっしゃっていただければと思います。

それから、2点目の監理者の部分です。資料2の25ページ、第36条の6項のところでございますけれども、ここの部分につきましては、ご指摘のとおり、今、結構この約款

の中に「監理者」という文言が残っておりますのですけれども、先ほど担保期間1年の設備機器等々のところで申し上げましたとおり、全体的に実務上使われております旧四会約款と文言のずれが生じているところが、この部分もそうなのかなと思っておりますので、今後、並びを見ながら、実態を踏まえてちょっとこの部分は修正をさせていただきたいなと思っております。今回追いついておりませんで、申しわけございません。

それから、最後の資料2の第39条、27ページの第3項のところでございますけれども、ここは逆に発注者の方のご意見をいただければと思っております。特にならぬようございまして、確かに現行の規定上は、故意・重過失のところは、下の条文でいきますと第29条の2項のところにはしかかかっていないというところでございますので、民間の甲のところではいきますと第39条の1項のところはただし書き的に書くということなのかなと思っておりますが、今申し上げましたとおり、逆に発注者の方にご意見があれば賜ればと存じます。

以上でございます。

【大森座長】 ありがとうございます。ただいまの件に関して発注者サイドでは何かありますか。今ちょっとご検討いただく間にほかに何かございましたら。

【大木委員】 専門工事業者の躯体組合でございますが、監理技術者の専任の緩和ということがその他で出てくるのですけれども、元請技師補ということをして、兼務してもいいという。下請に関しても、二次下請、三次下請は緩和されたのですけれども、一次下請についても主任技術者補みたいなことをつくって、兼務してもいいようなご検討をいただけないか。また、もう一つ、主任技術者は今、経験10年で任命されてしまいますので、あまりにもハードルが低いなという感じで、国交省さんも主導されているキャリアアップシステムがありますので、その中の能力評価について、第2段階か、第3段階か、何かそれに基づいて主任技術者の資格というのが、経験10年だけではなくて、主任技術者の資格をハードルを上げて、逆に技師補みたいなことを置いて、兼務してもいいような、その辺を今後の問題としてご検討いただければありがたいなと思っております。

【平林建設業政策企画官】 約款の規定云々というよりは、政策的なご要望かというふうに受けとめてございますけれども、今回の約款との関係ではないので資料の中には盛り込ませていただいておりますけれども、ご承知のとおり、主任技術者のほうについても二次下請のほうについて必ずしも置かなくてもいいですよという制度を今回建設業法の中で設けさせているところでございます。ご指摘のような点ももちろんご意見としてあろう

かと思っておりますけれども、まずは今回、監理技術者も主任技術者もこれまで基本的には専任でやるというのが原則になっておりましたけれども、それをある意味では初めて外すという試みをやることになっておりますので、まずは、その制度が来年10月から動き出しますけれども、円滑に回るかというのを見据えた上で、特に問題がないということであれば今後どういうことがさらにできるかという中で、ご意見も踏まえて検討させていただければと思います。

【大森座長】 ありがとうございます。それでは、何かありますか。

【仲田委員】 先ほどの契約不適合の担保期間の、民間約款でいうと第39条の3項のところですよ。これを1項のただし書きにしたほうがいいのではないかとということですが、設備機器等だから、軽いから、故意・重過失があるときに10年にまで延ばす必要がないのではないかとということだと思っておりますけど、故意・重過失ですから、相当悪質な場合なので、設備であってもそういった場合は10年に戻ってくるということによろしいのではないかと思います。

あと、さっき言い足りなかったのですが、さっきの瑕疵担保のところ、やっぱり我々みたいな不動産デベロッパーだったら損害の算定をして請求するというのは割と短期間でもできると思うのですが、民間約款だと、一般の消費者の方が発注者になることがたくさんあるわけですよ。それを考えたときに、本当に酷ではないのかということをご検討いただく必要があるのではないかなと思います。

以上です。

【大森座長】 大変貴重なご意見、ありがとうございます。それでは、今のご意見を踏まえて事務局のほうでご検討のほど、よろしく申し上げます。

【平林建設業政策企画官】 承知いたしました。

【大森座長】 ほか、いかがでしょうか。

【泉委員】 済みません、2点ほど言い残しまして。また資料2の民間標準の約款の26ページなのですが、これは受注者の損害賠償請求権について第38条に書いてあるのですが、前のページの第37条は発注者の損害賠償請求権です。第38条の受注者の損害賠償請求条項でいう第35条というのは、契約解除に伴っての損害が発生した場合に賠償請求ができるという条項ですが、これは第37条と同じように、契約解除の時の損害賠償だけでなく、債務の本旨に従った履行をしないときは損害賠償できるという一般則を原則にしたほうが良いと思います。その上で、先ほどの修飾語ですね、「この契約及び取引上の

社会通念に照らして」という免責条項も、ここにもやっぱり同じように入ってくるのかなと。普通の損害賠償条項にしたほうがいいのかなどというのが1点。

あと、これも資料2の民間標準約款のほうなのですが、3ページ、保証人のところなのですけれども、これは限度額の記載になっていますが、第465条の2によると極度額になっているので、細かい点で済みませんが、法律に合わせるとしたら、極度額の欄かなと思います。それと、できればここは第465条の2に該当する個人包括根保証のときという条文を引用したほうが何となくいいかなというのを感覚的に感じました。

あと、もう1点、細かいところで申しわけないのですが、公共約款の49ページの第55条の4項のところなのですが、新しく、これは先ほどご意見をいただいた例の請求のところですね。その旨行うのを表明し、請求する損害額の算定の根拠など当該請求の根拠を示してというところ、これは発注者となっていますが、受注者のという間違いだろうなというのが1点。ごめんなさい、受注者の契約不適合を問う意思を明確に告げることで行う……、発注者でいいのですかね、これ。

【大森座長】 発注者の意思にかかるはずです。

【泉委員】 意思でかかるでいいですか。失礼しました。一応以上であります。

【大森座長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょう。

【山崎委員】 民間の甲のところの第37条ですけど、これはほかのところにも全部波及するかと思うのですが、第2項で、遅延したときに年10%の割合の違約金と書いていて、多分ほかのところも10%というのがいろいろ出てくるのですが、逆に受注者が発注者に対して年10%というのも第38条の2項にあるのですが、今の金利情勢で10%というのをずっと維持しているというのが果たして妥当なのかなど。公共のほうはたしか政府の支払い利息の政令かなんかに準拠していると思うのですが、そちらのほうはいろいろ変わるのかなと思うのですが、こちらの民間のほうはとにかく10%で互いに遅延利息を取り合うみたいな形になっているのが、今の実態からすると、あまりにも高過ぎるのではないかなという気はするのですが、こちら辺はどうなのですかね。

【平林建設業政策企画官】 先ほど日建連さんからいただいたご意見のほうもお答えをさせていただきますと、まず根保証のところは基本的に民法にのっって書いたほうがわかりやすいかと思いますので、特段異議がなければそのような形で対応させていただきたいと思います。あと、民間の甲の資料2の26ページの第37条と第38条の関係でございますけれども、このところもご指摘ごもっともかなと思いますので、少し内容を検討

させていただいた上で対応させていただきたいと思います。

それから、今頂戴いたしました違約金の割合の部分ですが、このところはある意味では政策的な部分かというふうに思っております、これまでもこういった数字を決めるときには、ある意味では中建審の中で当然受注者と発注者の間で利害が対立する部分でございますので、まずは発注者の方々のご意見もお伺いをさせていただいた上でということかなとは思っております。

【大森座長】 次回までにとりあえずということですかね。

【平林建設業政策企画官】 はい。では、そのところはちょっと私どものほうで皆様方のほうにも別途ご相談をさせていただきながら、どのようにするかというのを考えさせていただければと思います。

【大森座長】 よろしくお願ひします。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本日の議事は全てこれで終了しました。進行を事務局にお返しします。

【西山入札制度企画指導室長】 ありがとうございます。

そのほか、何か国交省側から発言などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして散会とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、まことにありがとうございました。

— 了 —